



# 外国人雇用の法務部クラウド マンスリーニュース 2025年2月版



**Global HR Strategy**

Copyright © Global HR Strategy LPC. All Rights Reserved.

# 自己紹介・法人紹介

2

Shohei Sugita / 杉田 昌平



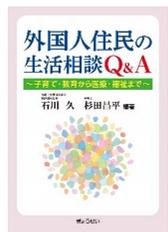
弁護士(2011年東京弁護士会登録、入管取次弁護士(2013年～))、社会保険労務士(2017年～)、海事補佐人(2021年～)、行政書士(2024年～)  
 弁護士法人Global HR Strategy・社労士法人外国人雇用総合研究所・行政書士法人外国人雇用サポートセンター代表社員  
 JICA国際協力専門員(外国人雇用/出入国管理関係法令及び労働関係法令)、NAGOMi専門アドバイザー  
 2011年12月 センチュリー法律事務所入所(～2014年12月)

- 2013年4月 慶應義塾大学法科大学院助教(～2015年8月)
- 2015年1月 アンダーソン・毛利・友常法律事務所入所(～2017年8月)
- 2015年6月 名古屋大学大学院法学研究科特任講師(ハノイ法科大学内)(～2017年8月)
- 2017年9月 センチュリー法律事務所入所(～2021年5月)  
名古屋大学大学院法学研究科学術研究員(～2017年9月)
- 2017年10月 名古屋大学大学院法学研究科研究員(～2021年3月)  
慶應義塾大学グローバル法研究所研究員(～2019年6月)  
ハノイ法科大学客員研究員(～2019年10月)
- 2019年6月 慶應義塾大学法科大学院特任講師(～2021年3月)
- 2020年2月 経済産業省中小企業庁「次世代の担い手研究会」委員
- 2020年9月 厚生労働省委託事業「ビルクリーニング分野における外国人材受け入れ体制適正化調査」検討委員(2020年度より)
- 2020年11月 ASSC=JICA「責任ある外国人労働者受け入れプラットフォーム」アドバイザー
- 2021年4月 JICA国際協力専門員(外国人雇用/出入国管理関係法令及び労働関係法令)
- 2023年2月 国土交通省「外国人材とつくる建設未来賞についての検討・審査委員会」委員
- 2023年3月 弁護士法人Global HR StrategyがJETRO高度人材スペシャリスト業務受託(2022年度より)
- 2023年8月 文部科学省令和5年度「専修学校留学生の学びの支援推進事業」連携機関
- 2023年9月 厚生労働省「外国人労働者雇用労務責任者講習検討委員会」委員
- 2024年9月 世界人権問題研究センター登録研究員就任
- 2024年11月 広島県外国人材受入・共生対策アドバイザー就任

**【単著】**



**【共著】**



## 2025年2月版トピック

3

 外国人雇用の法務部  
クラウド

## マンスリーニュース

外国人雇用状況の届出の公表

共通

令和6年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について(速報値)

共通

自動車運送業分野特定技能協議会の加入受付開始

特定技能

特定技能制度に係る既存の分野別運用方針の改正(介護、工業製品製造業、外食)

特定技能

特定技能制度・育成就労制度の基本方針

技能実習・特定技能

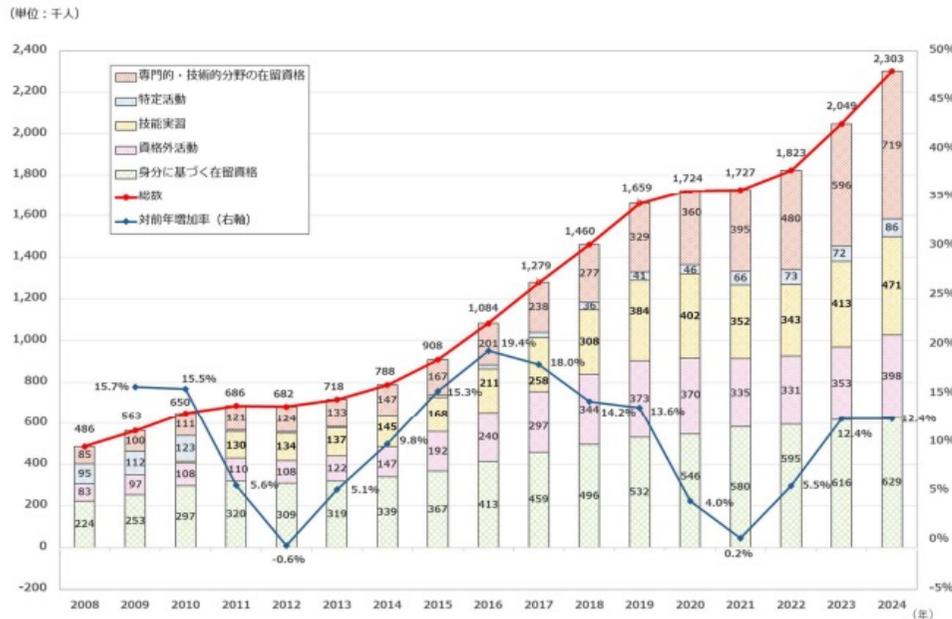
# 2025年2月版トピック

4

## 外国人雇用状況の届出の公表

共通

図 1-1 在留資格別外国人労働者数の推移



出典：厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和6年10月末時点)

Copyright © Global HR Strategy LPC. All Rights Reserved.

## ポイント

- 2025年1月31日に「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和6年10月末時点)が公表された。
- 2024年10月末時点で、雇用状況の届出の対象となる外国人は2,302,587人となり、前年比で253,912人の増加となった。
- 出身国・地域別で見ると、2023年10月はベトナム出身者が51.8万人(25.3%)であったが、2024年はベトナム出身者が57.0万人(24.8%)となり、数は増加しているが全体における割合が低下している。
- 他方で、インドネシア(12.1万人→16.9万人)やネパール(14.5万人→18.7万人)が増加している。

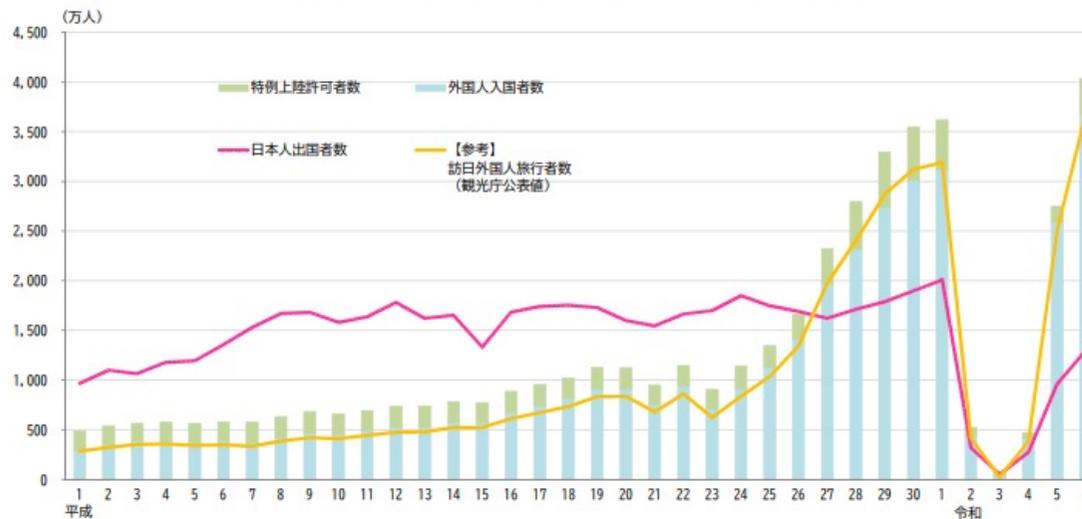
## 2025年2月版トピック

5

## 令和6年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について(速報値)

共通

【第1図】 外国人入国者数・日本人出国者数等の推移



出典: 入管庁「令和6年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について(速報値)」

Copyright © Global HR Strategy LPC. All Rights Reserved.

## ポイント

- 2025年1月24日に「令和6年における外国人入国者数及び日本人出国者数等について(速報値)」が公表された。
- 短期滞在以外の在留資格での入国者数は65.6万人であり、2023年の61.9万人より増加した。
- 技人国、特定技能、留学のいずれも2023年より2024年の入国者が増加したが、技能実習だけ、2023年の18.3万人から14.7万人に減少している。
- 技能実習の減少は、労働市場における需給調整局面にあること、2025年には技能実習からの移行者が多数出ることから技能実習の需要を特定技能が補っているためと思われる。

# 2025年2月版トピック

6

## 自動車運送業分野特定技能協議会の加入受付開始

特定技能

自動車運送業分野特定技能協議会の加入受付を開始しました。(2025年1月17日)

加入をご希望の際は規約及び運営規程をご確認の上、  
受入事業者（特定技能所属機関）の方は【第1号様式】、  
登録支援機関の方は【第2号様式】の各フォームよりご申請ください。

<★各種届出フォームURLはこちらです↓>

- ・【第1号様式】自動車運送業分野特定技能協議会加入届出書（特定技能所属機関）  
<https://forms.gle/Y5T3E3KGXaCwEJki9>
- ・【第2号様式】自動車運送業分野特定技能協議会加入届出書（登録支援機関）  
<https://forms.gle/sq6SQcA6Z87FAhNUA>
- ・【第3号様式】自動車運送業分野特定技能協議会構成員変更届出書（特定技能所属機関）  
<https://forms.gle/vBZwqLk795XVGi929>
- ・【第4号様式】自動車運送業分野特定技能協議会構成員変更届出書（登録支援機関）  
<https://forms.gle/ME7q4FNSJwzvTAxc7>
- ・【第5号様式】自動車運送業分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書（特定技能所属機関）  
<https://forms.gle/pyYm6PzHkEbLP7vF6>
- ・【第6号様式】自動車運送業分野特定技能協議会構成員資格証明書発行申請書（登録支援機関）  
<https://forms.gle/mYAZmp6N4P9zes6G8>
- ・【第7号様式】自動車運送業分野特定技能協議会退会届出書（特定技能所属機関）  
<https://forms.gle/EFzMpsd5RBF4gnc16>
- ・【第8号様式】自動車運送業分野特定技能協議会退会届出書（登録支援機関）  
<https://forms.gle/aZvko8zvWTNwitBt9>

## ポイント

- 2025年1月17日から自動車運送業分野特定技能協議会の加入受付が開始されている。
- 国土交通省のウェブサイトに掲載されているフォームスより加入申請を行う。
- 協議会が整ったことにより、自動車運送業の特定技能1号の在留申請が可能となっている。

## 2025年2月版トピック

7

## 特定技能制度に係る既存の分野別運用方針の改正(介護、工業製品製造業、外食)

特定技能

### 現行の分野別運用方針の改正について

- ①介護分野  
現行は認められていない特定技能外国人の訪問系サービスへの従事を認める。
- ②工業製品製造業分野  
特定技能外国人の適正かつ円滑な受入れ推進を担う民間団体を設立し、受入れ機関には当該団体への加入を条件付ける。
- ③外食業分野  
現行は認められていない風営法の許可を受けた旅館・ホテルにおける特定技能外国人の飲食提供全般に係る就労を認める。

- ※1 令和7年3月頃開催の関係閣僚会議・閣議において決定を予定。
- ※2 当該各分野の受入れ見込数及び技能試験の見直しについてはいずれも不要。

### ポイント

- 2025年2月6日に第1回「第1回特定技能制度及び育成成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」が開催された。
- 同有識者会議内において特定技能制度についての介護、工業製品製造業、外食分野について、分野別運用方針の改正が検討されている(2025年3月に閣議決定予定)。
- 介護については訪問系サービスへの従事が解禁される。
- 工業製品製造業については、適正な受入を推進する民間団体が設立され、特定技能所属機関は当該団体への加入が必要となる。
- 外食については、これまで認められていなかった風営法の許可を受けた旅館・ホテルにおける外食業務に従事することができるようになる。

## 2025年2月版トピック

8

## 特定技能制度・育成就労制度の基本方針

技能実習・特定技能

特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針について

特定技能の在留資格に係る制度（以下「特定技能制度」という。）及び育成就労に係る制度（以下「育成就労制度」という。）の適正な運用並びに育成就労外国人の保護を図るため、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。）第2条の3第1項及び育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「育成就労法」という。）第7条第1項の規定に基づき、特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針を定める。

## 第一 特定技能制度及び育成就労制度の意義等に関する事項

## 1 特定技能制度及び育成就労制度における外国人受入れの基本的な考え方

我が国の外国人受入れの基本的な考え方は、専門的・技術的分野の外国人は、我が国経済社会の活力を維持し、更に発展させていくために必要不可欠であり、引き続き積極的な受入れを進めていかなくてはならない一方で、専門的・技術的分野とは評価されない分野の外国人の受入れについては、我が国の経済社会と国民生活に多大な影響を及ぼすものであるから、幅広い観点からの検討が必須であり、この検討は国民的コンセンサスを踏まえつつ行われなければならないとするものである。

その上で、現在、我が国が本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎え、今後もその傾向は加速的に進んでいくと予想される中、労働力人口の不足が深刻化の一途をたどり、また国際的な人材獲得競争も一層激化している現状を踏まえれば、我が国が魅力ある働き先として選ばれる国になるという観点に立ちつつ、専門的・技術的分野における人材の育成・確保を行っていくことが必要不可欠である。特定技能制度及び育成就労制度は、こうした必要性に応えるものとして、構造的な人手不足に対して、我が国が生産性の向上や国内人材の確保の在り方について幅広い観点からの検討を不断に行い、これを強力に推進することを前提として、一定の専門性・技能を有する外国人を育成・確保する仕組みを構築するものである。

特定技能制度及び育成就労制度において一定の専門性・技能を有する外国人を育成・確保するに当たっては、外国人の受入れにより我が国の健全な労働市場の形成、良好な治安の維持等の安全・安心な社会の実現に向けた取組、送出国との良好な関係の維持等に与える影響を十分考慮しつつ、生産性向上のための取組や

## ポイント

- 2025年2月6日に第1回「第1回特定技能制度及び育成就労制度の基本方針及び分野別運用方針に関する有識者会議」が開催された。
- 同会議において「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針並びに育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する基本方針」（基本方針）が検討されている。
- 内容としては、これまでの2024年2月9日政府方針等の内容にそったものであるが、「我が国の法令に基づく免許又は資格の取得が前提となっている」分野を育成就労の対象としないこと（3ページ）、転籍制限期間について1年を超える期間を定められる分野においても育成就労実施者によって1年とすることができる（12ページ）等、これまで定められていなかった内容が記載されている部分もある。

# 2025年スケジュール

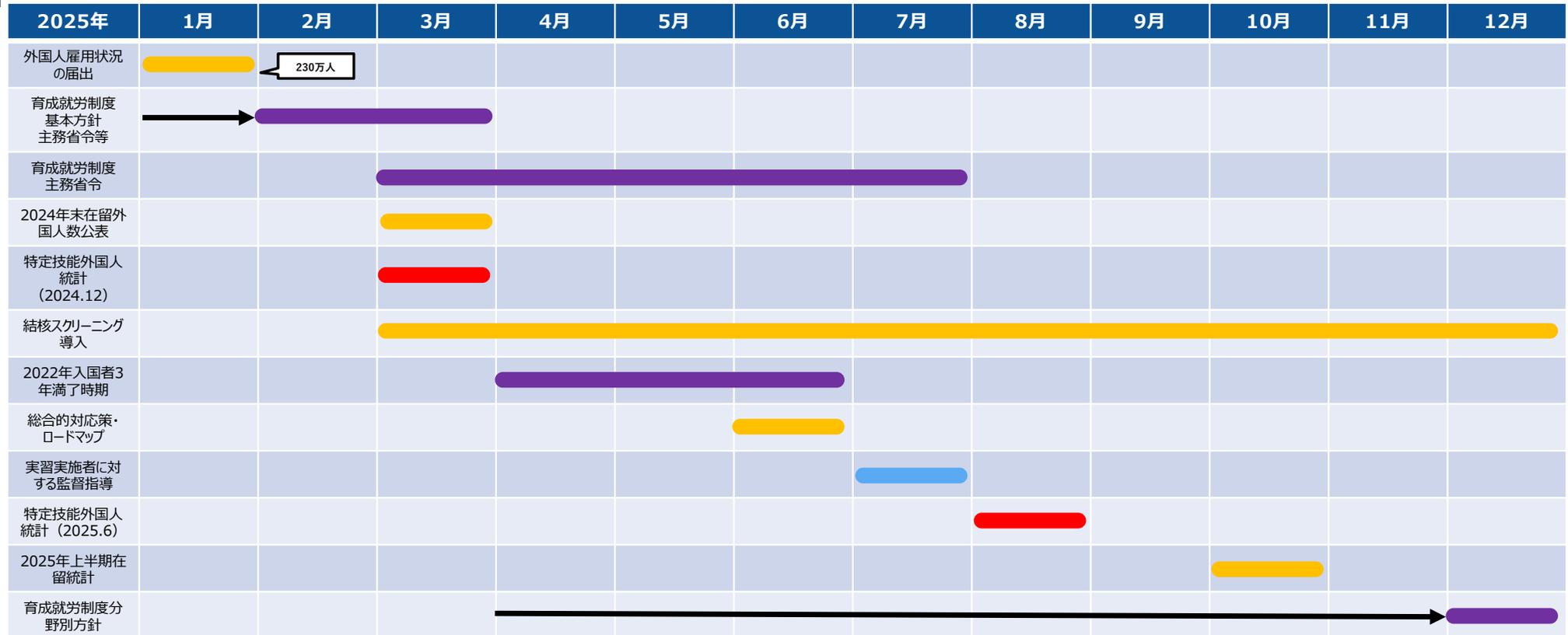
共通

技能実習

特定技能

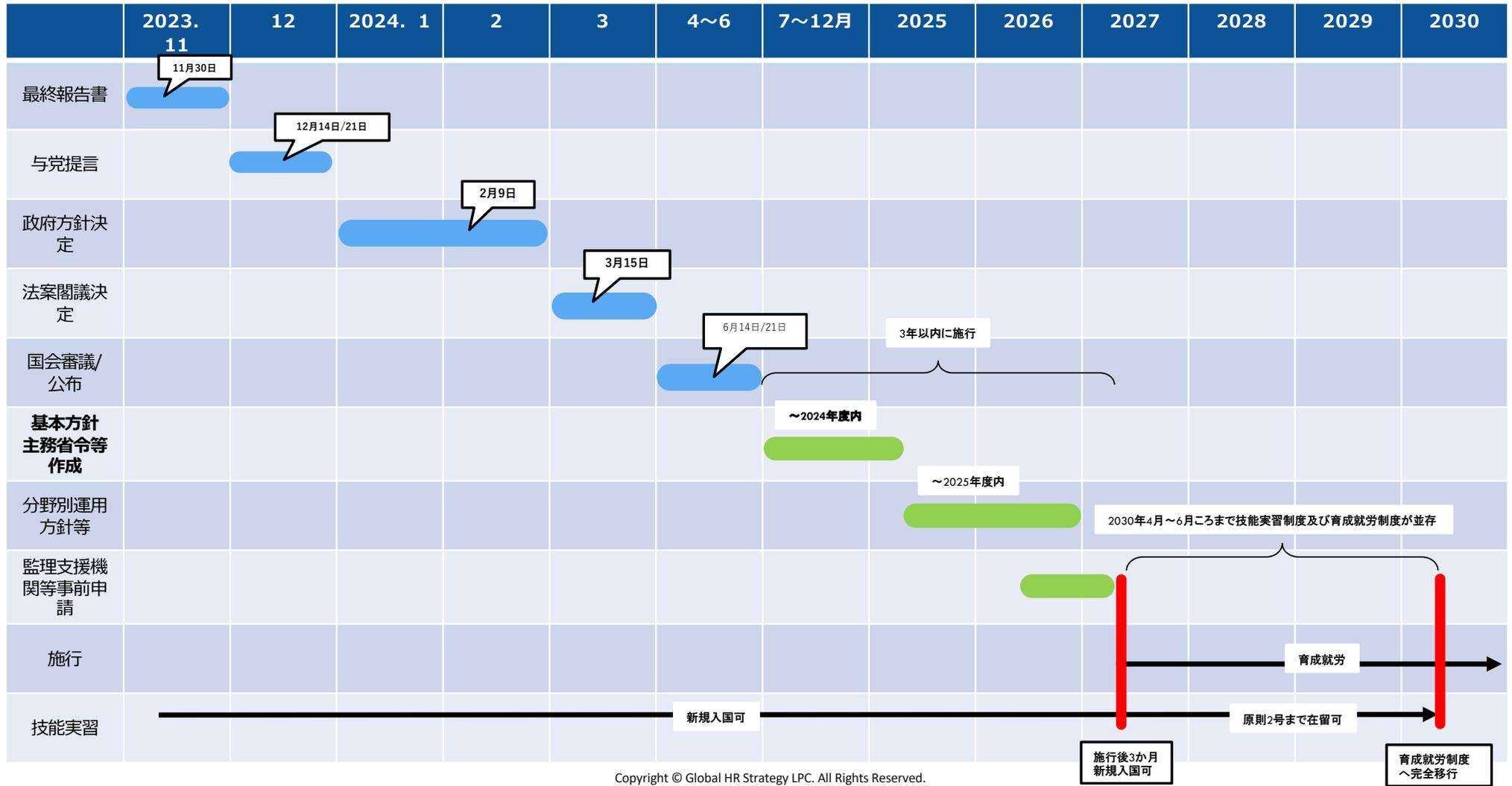
技能実習・特定技能

9



# 育成就労施行までのスケジュール

10



## 報告書提出時期

11

報告書名称	期限
職業紹介事業報告書	4月1日から4月30日まで
無料の船員職業紹介事業報告書	4月1日から4月30日まで
建設業務有料職業紹介事業	4月1日から4月30日まで
監理団体の事業報告書	4月1日から5月31日まで
労働者派遣業報告書	6月1日から6月30日まで
特定募集情報等提供事業者の事業概況報告書	6月1日から8月31日まで

# 法人概要

12

## Global HR Strategy

### “Business Immigration Law Firm”

私たちは、東南アジア・南アジアを中心とした諸外国と日本との間の人の国際移動を円滑に行うための一切の手続を行います。少子高齢化に伴い、日本における産業・サービスの担い手は不足しています。

このような背景を受けて、2024年においては約230万人の外国人が働いてくれています。

しかし、日本の外国人雇用制度は発展段階にあり変化も早く、また、手続も複雑です。

私たちは、在外経験のある専門家が集まり、企業活動に関わる入管業務や外国人雇用に関する法務・労務を従来の企業法務のレベルで提供することを目的に設立しました。

外国人雇用をとりまく状況は、様々で、望ましくない状況で就労している場合もあります。私たちは、自分たちの業務を通じて、法令遵守を第一に、働く人にも雇用する人にとっても望ましい就労場所を増やしたいと考えています。そして、その先にある、日本が多様性に満ちた社会になることに貢献したいと考えています。

**法人名** 弁護士法人Global HR Strategy

**本社所在地** 東京都港区赤坂1丁目12番32号 アーク森ビル32階  
**代表者** 杉田 昌平

**専門家数** 4名（弁護士4名内社会保険労務士登録者2名、設置するGHRS法律事務所所属者を含む）

**事業内容**

- 1.外国人雇用に関する入管業務を含む企業法務
- 2.外国人雇用に関する労務
- 3.外国人雇用に関する戦略業務
- 4.外国人雇用に関する事業創造、コンサルティング
- 5.外国人雇用に関する調査研究事業
- 6.外国人雇用に関するメディア、研修、施設運営事業

**URL** <https://www.ghrs.law/>

**関連法人等** 社会保険労務士法人外国人雇用総合研究所  
行政書士法人外国人雇用サポートセンター  
株式会社COMPL（コンプラ）

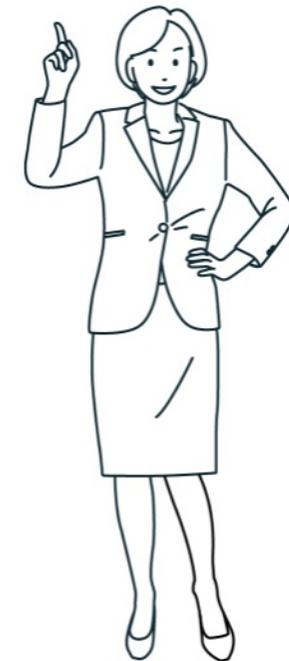
MISSION

13

MISSION :

# Beyond Borders with Compliance

国境を越えるという全ての挑戦を、法が支える世界を目指して



# 外国人雇用の法務部クラウド

14

弁護士法人Global HR Strategyが提供するCompliance as a Service (CaaS)モデル、外国人雇用分野デジタルツールの第1弾として、2023年7月にポータルサイト「外国人雇用の法務部クラウド」をリリース。このサイトは外国人雇用に関する情報提供を目的としたもので、顧問契約を結んでいるクライアント様向けに提供。時系列でまとめられた公的機関の最新情報やセミナー資料の即時配信等サイト内の様々なコンテンツによって、よりスムーズな情報の入手・ナレッジの取入れが可能となり、**外国人雇用関連業務の正確性の向上・適切な実施や効率化を実現。**

## 外国人雇用の法務部クラウド 概要

- ・内容:外国人雇用関連の情報提供ポータルサイト
- ・対象:顧問契約を結んでいるクライアント様
- ・料金:無料 ※契約プランによって配布アカウント数に制限あり。
- ※最大配布数以上のアカウントをご希望の場合は有料で提供。
- ・URL:  
<https://globalhrstrategy.commmune.com>
- ※ユーザー以外閲覧不可。

スマートフォンアプリでの閲覧も可能



## 各コンテンツのご紹介



### ・新着一覧

厚生労働省や出入国在留管理庁などの公的機関から公開される最新の外国人雇用関連情報を時系列でまとめて発信。カテゴリやタグでの検索で、業務に必要な情報を効率的に入手可能。

### ・外国人雇用の法務アップデート

弊法人専門家実施の研修・セミナー資料の即時掲載に加え、法令情報をわかりやすく解説した資料も随時掲載。ウェブ上での閲覧だけではなく、ダウンロードも可能。

### ・セミナー・イベント情報

外国人雇用関連業務等に役立つセミナーやイベントの情報を発信。多くのセミナー・イベントは参加費が無料で、ウェブ上で簡単に参加申し込み可能。

### ・動画コンテンツ

法令の改正情報を動画で解説しています。

### ・相談方法

弊法人専門家への相談方法を掲載。外国人雇用関連の法律のエキスパートに相談可能。  
※相談の受付は、相談対応の契約(顧問契約等)がある方のみ。

今後さらに有益な外国人雇用関連情報提供コンテンツを追加予定!

# e-Learningコンテンツのカテゴリーをオープン！

15

弁護士法人Global HR Strategyが提供するCompliance as a Service (CaaS)モデル、外国人雇用分野デジタルツールの第1弾として、2023年7月にポータルサイト「外国人雇用の法務部クラウド」をリリース。このサイトは外国人雇用に関する情報提供を目的としたもので、顧問契約を結んでいるクライアント様向けに提供。時系列でまとめられた公的機関の最新情報やセミナー資料の即時配信等サイト内の様々なコンテンツによって、よりスムーズな情報の入手・ナレッジの取入れが可能となり、**外国人雇用関連業務の正確性の向上・適切な実施や効率化を実現。**

新着一覧 外国人雇用の法務アップデート **e-Learning (基礎編)** セミナー・イベント情報 執務参考資料 書式リンク集 管理者からのお知らせ

新着投稿順 ↑↓

カテゴリ

すべて

第1回：外国人雇用の全体像

第2回：日本人雇用と外国人雇用の違い

第3回：在留資格制度

第4回：外国人雇用に関する3つの手続

第5回：技術・人文知識・国際業務/高度専門職/特定活動

第6回：個別の在留資格：技能実習

第7回：個別の在留資格：特定技能

第8回：不法就労とは

第9回：外国人雇用に必要な届出とは

第10回：外国人雇用で気をつけるべき労働法

第11回：外国人が帰国するときの手続

第12回：注意が必要なイレギュラーなイベント

1 外国人雇用の全体像(1)

Global HR Strategy

1 外国人雇用の全体像(2)

Global HR Strategy

1 外国人雇用の全体像(1)

GHRS事務局

1

2 日本人雇用と外国人雇用の違い(1)

Global HR Strategy

1 外国人雇用の全体像(3)

Global HR Strategy

1 外国人雇用の全体像(3)

GHRS事務局

2 日本人雇用と外国人雇用の違い(1)

GHRS事務局

2 日本人雇用と外国人雇用の違い(3)

2 日本人雇用と外国人雇用の違い(2)

## e-Learningコンテンツのご紹介



### ・構成

弊法人の専門家が外国人雇用の複雑な制度や手続等をわかりやすく解説した36本の動画教材があり、第1回～第12回が一つのシリーズになっている。各回3本の動画で構成されており、各動画は15分程度で、効率的なナレッジの取得が可能！

### ・対象

スタンダードプラン(月額10万円)以上のご契約をいただいているクライアント様は何アカウントでも無料で利用可能。新入社員の方でも一通り外国人雇用の全体像を理解するのに適している。

### ・e-Learningのメリット

統一された教育内容を提供するため、社内のコンプライアンス意識の向上に役立つ。24時間いつでも、どこでもアクセス可能であり、複数のデバイス(スマートフォンを含む)で利用可能で、非常に便利！

今後、e-Learningの「中級編」、「上級編」を提供予定！  
ぜひご活用いただけますようお願い申し上げます。

ご質問

弁護士法人Global HR Strategy GHR法律事務所  
杉田 昌平 03-6441-2996  
Sugita.shohei@ghrs.law

